

## 【改正後全文】

- 20文科初第1279号  
雇児発第0305005号  
平成21年3月5日
- 【第一次改正】21文科初第6269号  
雇児発0701第3号  
平成21年7月1日
- 【第二次改正】21文科初第362号  
雇児発1221第1号  
平成21年12月21日
- 【第三次改正】21文科初第645号  
雇児発0308第2号  
平成22年3月8日
- 【第四次改正】21文科初第820号  
雇児発0331第3号  
平成22年3月31日
- 【第五次改正】22文科初第1442号  
雇児発0114第1号  
平成23年1月14日
- 【第六次改正】22文科初第1354号  
雇児発0117第1号  
平成23年1月17日
- 【第七次改正】22文科初第1552号  
雇児発0208第1号  
平成23年2月8日
- 【第八次改正】23文科初第405号  
雇児発0623第1号  
平成23年6月23日
- 【第九次改正】23文科初第587号  
雇児発0722第1号  
平成23年7月22日
- 【第十次改正】23文科初第1485号  
雇児発0215第2号  
平成24年2月15日
- 【第十一次改正】23文科初第1669号  
雇児発0313第6号  
平成24年3月13日
- 【第十二次改正】23文科初第1784号  
雇児発0331第17号  
平成24年3月31日
- 【第十三次改正】24文科初第581号  
雇児発0823第1号  
平成24年8月23日
- 【第十四次改正】24文科初第986号  
雇児発1228第1号  
平成24年12月28日
- 【第十五次改正】24文科初第1226号  
雇児発0226第7号  
平成25年2月26日
- 【第十六次改正】25文科初第341号  
雇児発0606第2号  
平成25年6月6日
- 【第十七次改正】25文科初第840号  
雇児発1018第1号  
平成25年10月18日

- 【第十八次改正】25文科初第1132号  
雇児発1226第4号  
平成25年12月26日
- 【第十九次改正】25文科初第1321号  
雇児発0206第8号  
平成26年2月6日
- 【第二十次改正】25文科初第1444号  
雇児発0529第35号  
平成26年5月29日
- 【第二十一次改正】27文科初第380号  
雇児発0604第1号  
平成27年6月4日
- 【第二十二次改正】28文科初第1658号  
雇児発0311第9号  
平成28年3月11日
- 【第二十三次改正】28文科初第443号  
雇児発0615第1号  
平成28年6月15日
- 【第二十四次改正】28文科初第1841号  
雇児発0331第29号  
平成29年3月31日
- 【第二十五次改正】29文科初第150号  
雇児発0420第1号  
平成29年4月20日
- 【第二十六次改正】30文科初第167号  
子発0425第4号  
平成30年4月25日
- 【第二十七次改正】30文科初第1368号  
子発0401第11号  
平成31年4月1日
- 【第二十八次改正】府子本第439号  
2文科初第84号  
子発0424第1号  
令和2年4月24日
- 【第二十九次改正】府子本第74号  
2文科初第1628号  
子発0203第1号  
令和3年2月3日
- 【第三十次改正】府子本第696号  
3文科初第357号  
子発0531第3号  
令和3年5月31日
- 【第三十一次改正】府子本第932号  
3文科初第1096号  
子発1001第2号  
令和3年10月1日
- 【第三十二次改正】府子本第147号  
3文科初第2165号  
子発0221第3号  
令和4年2月21日
- 【第三十三次改正】府子本第749号  
4文科初第846号  
子発0707第5号  
令和4年7月7日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

## 安心こども基金管理運営要領

### 第1 通則

子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 基金事業

#### （1）基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

#### （2）基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

#### （3）基金事業の実施

##### ① 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」の2の⑥欄において事業ごとに規定する事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。

エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。

また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

##### ② 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出で

きないものとする。

③ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分制限

基金（(4)により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 基金事業の運営及び管理に関する基本的事項の公表

都道府県は、基金の名称、基金設置団体名、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標及び基金事業等を公募により行う場合は、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について、別添様式により、令和4年7月7日の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。なお、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が当該事項をホームページに公表した場合であって、当該ホームページのアドレスを、自らのホームページにおいて公表する場合はこの限りではない。

(8) 事業の終了

① 特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して3ヶ月間を限度に基金事業を延長することができる。（この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。）

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し3ヶ月後」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

③ 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が認め、補助金の全部又は一部に相当する額の返納を命じた場合には、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定す

る期日までに国庫に返納しなければならない。

(9) 区分ごとの精算

- ① 事業実施期限が到来した事業は、別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」、別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」及び別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」にかかる分を除き、別添の2の①欄の区分ごとに、⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣（平成27年度分以降は厚生労働大臣（別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣））に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。
- ② 別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」及び別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」に係る精算については、別添の2の⑥に定める事業実施期限が到来した場合には、事業実施期限の属する年度の末日までの収支について精算することとする。精算に当たっては、当該事業に係る保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣（別添8「認定こども園整備事業」及び別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣）に事業実施期限の属する年度の翌年度の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、当該事業に係る残余金を国庫に返還しなければならない。
- ③ 別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の

8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」及び別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、事業実施期限が最も遅い事業に係る精算については、②に関わらず、(8)②によるものとする。

- ④ 別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」に係る精算については、別添の2の⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を内閣総理大臣に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。

#### (10) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により事業実施状況報告書等を文部科学大臣及び厚生労働大臣（平成27年度分以降は厚生労働大臣（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣））、令和2年度分以降は内閣総理大臣及び厚生労働大臣（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣））に提出するとともに公表しなければならない。

なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度、別添の2の⑦欄に掲げる精算時期の属する年度、別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」又は別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」の事業実施期限の属する年度の事業実施状況報告については、(8)②又は(9)によるものとする。

### 第3 特別対策事業の実施

#### (1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

#### (2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添1、2、4、6から12、14から22及び25に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。  
その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、厚生労働大臣が必要と認めたと額にかかる事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ④ 内閣総理大臣、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分するこ

とにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑥ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 市町村は特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、事業者は特別対策事業にかかる収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業



の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- ⑧ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- ⑨ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- ⑩ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑪ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ⑫ 市町村及び事業者が①から⑪により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑬ ①又は②に基づき、都道府県知事が別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ⑭ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ内閣総理大臣、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① (2)の②、③及び④に掲げる条件

- ② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ③ ②により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- ④ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑤ 事業者が②より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑥ ③により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (4) (2) の⑥及び(3) の④により付した条件に基づき市町村及び事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) (2) の⑫及び(3) の⑤により付した条件に基づき市町村及び事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) (1) の③、(2) の⑭及び(3) の⑥の内閣総理大臣、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認手続等については、内閣府分については「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」(平成20年5月27日府会第393号内閣府大臣官房会計課長通知)、文部科学省分については「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る財産処分の承認等について」(平成31年3月29日30文科初第1368号文部科学省初等中等教育局長通知)、厚生労働省分については「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日雇発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を準用する。

## 第5 助成額の算定方法

- (1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1～43の4に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② (別表)補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。
- ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の⑤欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

ただし、別添6の4に掲げる事業については次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ④ 事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他その収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。
- ⑤ ④により選定された額と(別表)補助基準額表に定める補助基準額を比較していずれか少ない方の額を助成額とする。

## 第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（2）及び（3）に基づき交付決定された交付額にかかる経理と、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）」、「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号）」、「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号）」、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（1）、（4）、（5）、（6）及び（7）、「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号）」、「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号）」、「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号）」、「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号）」、「平成28年度（平成27年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号）」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和2年4月24日府子本第438号）」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号）」、「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号）」及び「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号）」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分すると共に、両経理間の資金の移動は認めないものとする。

(3) 都道府県は、別添の2の①欄の区分ごとの交付額について、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をする場合は、厚生労働大臣に事前に届け出なければならない。

ただし、別添の2の①欄の「2 保育サービス等の充実（文部科学省関係）」、「7 保育所等の複合化・多機能化推進事業」及び「8 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」と他の区分との間の経費の配分の変更及び「12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等（内閣府関係）」と他の区分との間の経費の配分の変更は認めない。

また、別添の2の①欄の「9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等」については他の区分から本区分への経費の配分変更は認めない。

(4) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処

理に遺漏のないよう取り扱われたい。

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

（定義）

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等 （耐震化整備事業を含む）	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事
改 造	増 築 増 改 築 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 *改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 *地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
整 備	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）	<b>(1) 保育所等整備事業</b>							
	○保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く）の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	20年度交付要綱4（1）	市町村	○別添1の3（1）に該当する市町村 2/3   -   1/12 ○別添1の3（2）に該当する市町村 1/2   -   1/4		別添1の2（5）に定める期限		
	○小規模保育整備事業（別添1の2） 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	21年度交付要綱4（1）ア、イ及びウ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（1） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1）	市町村	○別添1の2 3（1）に該当する市町村 2/3   -   1/12 ○別添1の2 3（2）に該当する市町村 1/2   -   1/4		別添1の2 2（5）に定める期限	平成26年度末（別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改修事業、別添6の5に規定する認可外移行総合支援事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育設置促進事業を除く。）	
	○賃貸物件による保育所等整備事業（別添2） 都市部を中心として、賃貸物件による保育所等の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く		市町村	○別添2の3（1）に該当する市町村 2/3   -   1/12 ○別添2の3（2）に該当する市町村 1/2   -   1/4		別添2の2（5）に定める期限		
	○子育て支援のための拠点施設整備事業（別添3） 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1）	市町村	1/2   -   1/2		別添3の2（5）に定める期限		
○放課後児童クラブ設置促進事業（別添4） 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1）	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/3   -   2/3 1/3   1/3   1/3		別添4の2（4）に定める期限			
<b>(2) 広域的保育所利用事業（別添5）</b> 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付要綱4（1） 工及び才 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1）	市町村	1/2   -   1/2		平成26年度末			

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 (文) 保育サービス等の充実 1 (女) 保育サービス等の充実	<b>(3) 家庭的保育改修等事業 (別添6)</b>							別添6の2(3)に定める期限
	<b>○家庭的保育改修等事業</b> 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3) 21年度交付要綱4(1)カ、キ及びク 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1) 27年度交付要綱4(1) 28年度交付要綱4(1)	市町村	○別添6の3(1)に該当する市町村  2/3   -   1/3  ○別添6の3(2)に該当する市町村  1/2   -   1/2				
	<b>○家庭的保育者等研修事業</b> 家庭的保育者等の研修を実施するための費用の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3) 21年度交付要綱4(1)カ及びキ 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	都道府県  市町村	1/2   1/2   -  1/2   -   1/2				
	<b>(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業</b>							
	<b>○グループ型小規模保育事業 (別添6の2)</b> グループ型小規模保育の実施に必要な費用の補助を実施する。	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村  指定都市 中核市	1/3   1/3   1/3  1/3   -   2/3			平成25年度末	
	<b>○認可外保育施設運営支援事業 (別添6の3)</b> 設備運営基準第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設等に対し、運営に要する費用の一部の補助を実施する。	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1)	市町村 指定都市 中核市  市町村 指定都市 中核市  市町村 指定都市 中核市  市町村 指定都市 中核市	○別添6の3-3(2)① アに該当する場合 1/2   1/4   1/4  ○別添6の3-3(2)① イに該当する場合 1/2   -   1/4 2/3   -   1/12 1/2   -   1/2  ○別添6の3-3(2)② アに該当する場合 1/3   1/3   1/3  1/3   -   2/3  ○別添6の3-3(2)② イに該当する場合 1/2   1/4   1/4  1/2   -   1/2  ○別添6の3-3(2)③ に該当する場合 定額   -   -			平成25年度末	
	<b>○地域型保育・子育て支援モデル事業 (別添6の4)</b> 小規模な保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図るモデル事業に対して補助を実施する。	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1)	市町村	定額 (1/2相当)	-	-	平成26年度末	
	<b>○認可外移行総合支援事業 (別添6の5)</b> 認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費の補助を実施する。	26年度交付要綱4(1) 27年度交付要綱4(1) 28年度交付要綱4(1)	都道府県  市町村	○別添6の5-7(1)、 (2)に該当する場合 1/2   1/2   -  ○別添6の5-7(3)に 該当する場合 2/3   -   1/12			別添6の5の5に定める期限	
	<b>○民有地マッチング事業 (別添6の6)</b> 保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を実施する。	26年度交付要綱4(1)	都道府県	1/2	1/2	-	平成26年度末	
	<b>(5) 子育て支援交付金からの移行事業</b>							平成25年度末
	<b>○乳児家庭全戸訪問事業 (別添6の7)</b> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業に対して補助を実施する。		市町村	1/2	-	1/2		
	<b>○養育支援訪問事業 (別添6の8)</b> 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業に対して補助を実施する。		市町村	1/2	-	1/2		
	<b>○ファミリー・サポート・センター事業 (別添6の9)</b> 地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図るための事業に対して補助を実施する。		市町村	1/2	-	1/2		
	<b>○子育て短期支援事業 (別添6の10)</b> 短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間看護等(トワイライトステイ)事業として、市町村が行う事業に対して補助を実施する。	24年度交付要綱4(1)	市町村	1/2	-	1/2		
	<b>○地域子育て支援拠点事業 (別添6の11)</b> 地域子育て支援拠点事業の実施に必要な費用の補助を実施する。		市町村	1/2	-	1/2		
	<b>○一時預かり事業 (別添6の12)</b> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業の補助を実施する。		市町村	1/2	-	1/2		
	<b>○へき地保育事業 (別添6の13)</b> 山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を実施する。		市町村	1/2	-	1/2		
	<b>○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (別添6の14)</b> 子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための事業に対する補助を実施する。		市町村	1/2	-	1/2		

平成26年度末  
 (別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改修等事業、別添6の5に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添9に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育設置促進事業を除く。)

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	
				国	都道府県	市町村			
1 (文部科学省関係を除く)	<b>(6) 保育士人材確保等事業</b>								
	○保育士研修等事業 (別添7)	20年度交付要綱4(4) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1)	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成26年度末	平成26年度末 (別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する質実物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改善等事業、別添6の5に規定する認可化移行総合支援事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育設置促進事業を除く。)	
	○保育士・保育所支援センター開設等事業 (別添7の2)	21年度交付要綱4(1)ケ 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1)	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成26年度末		
	○認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (別添7の3)	24年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1)	都道府県 指定都市 中核市	3/4 3/4	1/4 -	- 1/4	別添7の3の2(5)に定める期限		
	○保育士修学資金貸付事業 (別添7の4)	24年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1)	都道府県	3/4	1/4	-	別添7の4の2(4)に定める期限		
	○保育士等処遇改善臨時特例事業 (別添7の5)	24年度交付要綱4(1)	市町村	定額	-	-	平成25年度末		
	○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (別添7の6)	幼保連携型認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	別添7の6の2(4)に定める期限		
	○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 (別添7の7)	26年度交付要綱4(1) 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例を活用することにより、保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	別添7の7の2(4)に定める期限		
	○保育所等保育士資格取得支援事業 (別添7の8)	保育所等に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	別添7の8の2(4)に定める期限		
	<b>(7) 電力需給対策に対応した特別事業等</b>								
	○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等 (別添7の9)	22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	- 1/4	1/2 1/4	別添7の6の2(1)①ア及び②アに定める期限		
	○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業 (別添7の10)	22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	- 1/4	1/2 1/4	別添7の7の2(1)に定める期限		
	<b>(8) 認定こども園整備等事業</b>								
	○認定こども園整備事業 (厚生労働省関係) (別添8)	20年度交付要綱4(1) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1) 27年度交付要綱4(1) 28年度交付要綱4(1)	市町村 市町村	1/2 1/2 2/3	- -	1/4 1/4 1/12	別添8の2(5)に定める期限		
	○認定こども園事業費 (厚生労働省関係) (別添9)	20年度交付要綱4(1) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末		
<b>(9) 小規模保育事業</b>									
○小規模保育設置促進事業 (別添9の1)	24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1) 26年度交付要綱4(1) 27年度交付要綱4(1) 28年度交付要綱4(1)	市町村	2/3 2/3 1/2 1/2	- -	1/12 1/3 1/4 1/2	別添9の1 2(4)に定める期限			
○小規模保育運営支援事業 (別添9の2)	24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1)	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	- 1/4	1/2 1/4	平成25年度末			
○利用者支援事業 (別添9の3)	24年度交付要綱4(1) 25年度交付要綱4(1)	市町村	1/3	1/3	1/3	平成25年度末			



①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
2 保育サービスの充実（文部科学省関係）	○認定こども園整備事業（文部科学省関係）（別添8） 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	20年度交付要綱4（2） 22年度交付要綱4（2） 23年度交付要綱4（5） 24年度交付要綱4（2） 25年度交付要綱4（2） 26年度交付要綱4（2）	市町村	1/2	—	1/4	別添8の2（5）に定める期限	平成26年度末 （別添8に規定する認定こども園整備事業、別添8の2に規定する幼稚園耐震化促進事業及び別添11の2に規定する保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を除く。）
	○幼稚園耐震化促進事業（文部科学省関係）（別添8の2） 認定こども園を構成又は移行を予定する幼稚園の耐震化事業に対する補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象		都道府県	1/2	—	—	別添8の2の2（5）に定める期限	
	○認定こども園事業費（文部科学省関係）（別添9） 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	20年度交付要綱4（2） 22年度交付要綱4（2） 23年度交付要綱4（5）	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末	
	(11) 認定こども園等の環境整備等事業							
	○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（別添10） 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。	21年度交付要綱4（2）アからエ 23年度交付要綱4（5） 25年度交付要綱4（2） 26年度交付要綱4（2）	都道府県	1/2	—	—	平成26年度末	
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援（別添11） 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園、保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。	21年度交付要綱4（2）オ 23年度交付要綱4（5） 26年度交付要綱4（2）	都道府県	○事業主が都道府県の場合 1/2   1/2   — ○事業主が市町村の場合 1/2   —   1/2 ○事業主が都道府県が適当と認める者の場合 1/2   —   —			平成26年度末		
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業（別添11の2） 保育士資格を有する者における幼稚園教諭免許状取得特例を活用することにより、幼稚園教諭免許状取得を支援するための事業の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	26年度交付要綱4（2）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	別添11の2の2（4）に定める期限		
3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業（別添12）						別添12の2（4）に定める期限	平成25年度末
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援	21年度交付要綱4（3）	都道府県 市町村	定額	—	—		
	・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援	22年度交付要綱4（3）	都道府県 市町村					
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援	23年度交付要綱4（1）	都道府県 市町村					
	・平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援		都道府県 指定都市 児童相談所設置市					
	・育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援（家庭支援スタッフ訪問事業）		都道府県 市町村					
	・放課後児童クラブや放課後子ども教室の連携を促進するための支援（放課後子どもプラン連携促進事業）		都道府県 市町村					
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県					
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県					
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援（妊娠出産前支援事業）		都道府県 市町村					
	・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県 市町村					
	・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料及び改修費等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費及び改修費の支援		都道府県 市町村					
	・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組		都道府県 市町村					
	・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助		都道府県 市町村					
	・東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援		都道府県 市町村					
地域子育て特別支援事業（別添12の2）						別添12の2の2（4）に定める期限		
・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組	21年度交付要綱4（3）	都道府県 市町村	定額	—	—			
・児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う指定医療機関に入院する子どもへの特別の支援	22年度交付要綱4（3）	都道府県 指定都市 児童相談所設置市						
・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助	23年度交付要綱4（1）	都道府県 市町村						
・東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援	24年度交付要綱4（4）	都道府県 市町村						
・東日本大震災に係る対応として、子どもの遊び場の確保など福島県の子どもの支援に関する取組		福島県 福島県内 市町村						
・東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組（福島県を除く）		都道府県 市町村 （福島県及び福島県内市町村を除く）						

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	
				国	都道府県	市町村			
4 ひとり親家庭等への支援の拡充	(1) 高等技能訓練促進費等事業(別添13) 高等技能訓練促進費及び入学支援修一時金を支給する。 ※母子家庭等対策総合支援事業により補助が行われる分を除く。	21年度交付要綱4(4)ア及びイ 23年度交付要綱4(6)	都道府県 市、福祉事務所設置町村	3/4 3/4	1/4 -	- 1/4	平成24年度末	平成25年度末(別添17に規定するひとり親家庭等の在宅就業支援事業を除く。)	
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業(別添14) 母子家庭等就業・自立支援センター等において、職業訓練を受けているひとり親家庭に対する託児サービスを提供する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ 23年度交付要綱4(6) 24年度交付要綱4(5)	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成25年度末		
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業(別添15) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就職活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援		都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成25年度末		
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業(別添16) ○戸別訪問による相談支援等 引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用への結びつける。 ○就業活動支度の費用についての支援 戸別訪問による支援を行った母子家庭の母が、母子自立支援プログラム策定後の就業活動をする際に、その支度に必要な物品の取得について支援する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ 23年度交付要綱4(6) 24年度交付要綱4(5)	都道府県 市、福祉事務所設置町村	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成25年度末		
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(別添17) ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方自治体に対し助成を行う。		都道府県 市	定額	-	-	別添17の2(4)に定める期限		
	(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業(別添18) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ 23年度交付要綱4(6) 24年度交付要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2	-	平成25年度末		
5 社会的養護の拡充	(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業(別添19) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(5)	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成24年度末	別添20の3に定める期限	
	(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(別添20) ・老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置に必要な賃借料、改修費等の補助を実施する。	21年度交付要綱4(5) 24年度交付要綱4(6) 25年度交付要綱4(3)	都道府県 指定都市、 中核市、 児童相談所設置市 上記以外の市、福祉事務所設置町村	1/2 1/2	1/2 1/4	- 1/4	別添20の3に定める期限		
	(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(別添21) 児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費等の補助を実施する。		都道府県 指定都市、 児童相談所設置市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成24年度末		
6 児童虐待防止対策の強化	児童虐待防止対策緊急強化事業(別添22) ・児童の安全確認等のための体制強化 ・児童虐待防止対策強化のための広報啓発 ・児童虐待防止対策強化のための資質向上 ・児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 ・児童虐待防止緊急対応強化の取組	22年度交付要綱4(4) 23年度交付要綱4(7) 24年度交付要綱4(7)	都道府県、 指定都市、 児童相談所設置市、 市町村	定額	-	-	別添22の2(4)に定める期限	平成25年度末 (児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善を除く。)	
	7 複合化・多機能化 保育所等	保育所等の複合化・多機能化推進事業(別添23) 復興計画などに基づき、子育て関連施設を複合化・多機能化する際の整備費について補助を実施する。	23年度交付要綱4(2)	市町村	1/2	-	1/2		別添23の2(5)に定める期限
		都道府県 【別添23の2の(2)の④の場合のみ】		1/3	2/3	-			
		指定都市・ 中核市【別添23の2の(2)の④及び⑤の場合のみ】		1/3	-	2/3			
		上記以外の市町村【別添23の2の(2)の④及び⑤の場合のみ】		1/3	1/3	1/3			
市町村	1/2	-	1/4	○別添23の3の(2)の②に該当する事業者が都道府県及び市町村以外の場合					
都道府県 【別添23の2の(2)の④及び⑤の場合のみ】	1/3	1/3	-						

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
8 複合化・多機能化 幼稚園等の	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業（別添24） 復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。	23年度交付要綱4（3）	市町村	○別添24の3（2）①に該当する市町村			別添24の2（5）に定める期限	別添24の2（5）に定める期限の属する年度の末日
				1/2	—	1/2		
				○別添24の3（2）②に該当する市町村				
				1/2	—	1/4		
9 電子システム構築等 支援新制度に係る 子ども・子育て	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業（別添25） 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」という。）の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なとなるシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	24年度交付要綱4（3） 25年度交付要綱4（4）	都道府県 市町村	定額	—	—	別添25の2（4）に定める期限	別添25の2（4）に定める期限の属する年度の末日
10 不妊治療支援事業 不妊に悩む方への 特定治療支援事業 の充実	不妊に悩む方への特定治療支援事業（別添26） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、対象者が平成26年4月から、直ちに必要支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	25年度交付要綱4（5）	都道府県	1/2	1/2	—	平成26年度末	平成26年度末
	指定都市 中核市	1/2	—	1/2				
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）（別添26の2） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、助成対象を令和3年1月1日以降に終了する治療とし、必要支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和2年度交付要綱（第二次）4	都道府県	1/2	1/2	—	令和3年度末 ただし、令和4年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和4年9月30日とする。	令和4年度末
指定都市 中核市	1/2	—	1/2					
不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）（別添26の3） 令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一回の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。 また、必要支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和3年度交付要綱4	都道府県	1/2	1/2	—	令和4年度末 ただし、令和5年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和5年9月30日とする。	令和5年度末	
指定都市 中核市	1/2	—	1/2					
11 その他事業	その他事業（都道府県事務費）（別添27） 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4（5） 26年度交付要綱4（3） 27年度交付要綱4（2） 28年度交付要綱4（2）	都道府県	1/2	1/2	—	平成29年度末	平成29年度末
12 幼児教育・保育 の無償化に係る （内閣府関係）	幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添28） 都道府県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	令和2年度交付要綱4	都道府県 市町村	定額	—	—	令和5年度末	令和5年度末
13	(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（別添29） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	9/10	—	1/10	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	
	(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（別添30） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、双方の連携強化の推進を図るため、統括支援員を配置する際に必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	2/3	1/6	1/6	令和5年度末	
	(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（別添31） 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する際に必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	1/2	1/4	1/4	令和5年度末	
	(4) 保護者支援臨時特例事業（別添32） 子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するために必要な費用の補助やペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	1/2	1/4	1/4	令和5年度末	
	(5) 子どもの居場所支援整備事業（別添33） 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	2/3	—	1/12	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	
	(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業（別添34） 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況のアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	1/2	1/4	1/4	令和5年度末	
	(7) 子育て短期支援整備事業（別添35）						令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、	

新たな子育て家庭支援の  
 基盤を早急に整備  
 していくための取組

子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	2/3	—	1/12	令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	
<b>(8) 子育て短期支援臨時特例事業 (別添36)</b> 子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	1/3	1/3	1/3	令和5年度末	
<b>(9) 一時預かり利用者負担軽減事業 (別添37)</b> 低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	1/3	1/3	1/3	令和5年度末	
<b>(10) 妊婦訪問支援事業 (別添38)</b> 妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	市町村	1/2	—	1/2	令和5年度末	
<b>(11) 特定妊婦等支援整備事業 (別添39)</b> 特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備に必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、福祉事務所設置町村	2/3	1/12	—	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	令和5年度末
<b>(12) 特定妊婦等支援臨時特例事業 (別添40)</b> 特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、福祉事務所設置町村	1/2	—	—	令和5年度末	
<b>(13) 社会的養護自立支援整備事業 (別添41)</b> 社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	2/3	1/12	—	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	
<b>(14) 社会的養護自立支援実態把握事業 (別添42)</b> 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1/2	1/2	—	令和5年度末	
<b>(15) 児童相談所一時保護所等整備事業</b>							
<b>○児童相談所一時保護施設整備事業 (別添43)</b> 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	9/10	1/10	—	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	
<b>○一時保護専用施設整備事業 (別添43の2)</b> 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	9/10	1/10	—	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	
<b>○児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業 (別添43の3)</b> 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修を行う際の費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	9/10	1/10	—	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	
<b>○一時保護専用施設改修費支援事業 (別添43の4)</b> 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する際に必要な改修を行う際の費用を補助する。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱4	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	9/10	1/10	—	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする	

(注1) ③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注2) ③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注3) ③欄の「22年度交付要綱」とは平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注4) ③欄の「23年度交付要綱」とは、平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注5) ③欄の「24年度交付要綱」とは、平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注6) ③欄の「25年度交付要綱」とは、平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注7) ③欄の「26年度交付要綱」とは、平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注8) ③欄の「27年度交付要綱」とは、平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)交付要綱」のことを言う。

(注9) ③欄の「28年度交付要綱」とは、平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成28年度(平成27年度からの繰越分)子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)交付要綱」のことを言う。

(注10) ③欄の「令和2年度交付要綱」とは、令和2年4月24日府子本第438号内閣総理大臣通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)交付要綱」のことを言う。

(注11) ③欄の「令和2年度交付要綱(第二次)」とは、令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)交付要綱」のことを言う。

(注12) ③欄の「令和3年度交付要綱」とは、令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)交付要綱」のことを言う。

(注13) ③欄の「令和4年度交付要綱」とは、令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)交付要綱」のことを言う。

(注14) ④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

#### (補助基準額)

3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

### 1 事業の目的

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。

このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。

- ① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）
- ② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）
- ③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）

#### (2) 整備対象施設

整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添30「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。

- ① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。
- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体

市町村

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1施設当たり 17,635千円
特殊附帯工事	1施設当たり 16,804千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 12,273千円
開設準備（2（1）①により整備を行う場合）	1施設当たり 7,435千円
開設準備（2（1）②又は③に	1施設当たり 3,628千円

より整備を行う場合)	
解体撤去工事	1 施設当たり 1,003 千円
仮施設整備工事	1 施設当たり 1,780 千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

## (2) 補助率

国 9 / 10、市町村 1 / 10

## (3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

## 4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交



	付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設準備に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

### 1 事業の目的

子育て世代包括支援センター（母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の連携強化の一層の推進を図る。

また、別添 31～38 に掲げる事業（以下、家庭・養育環境支援事業という。）の円滑な導入に資する経費の一部を補助することにより、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。

### 2 事業の内容

#### （1）統括支援員の配置支援

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方が常に情報共有を行い、双方の業務を協働で対応する等、一体的な取組を強化するため統括支援員の配置を行う。

#### （2）家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。

### 3 事業の実施主体

市町村（ただし、2（1）に掲げる統括支援員の配置支援については、児童人口 10,000 人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る）

### 4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

### 5 実施要件

#### （1）統括支援員の配置支援

以下のいずれの要件も満たす市町村とする。

- ① 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センターの業務及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務双方について、マネジメントできる責任者を配置すること。

- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

なお、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点それぞれの業務を民間委託している場合にも支援の対象とするが、その場合には、定期的な連絡協議会の開催等により委託先民間機関も含めて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的対応を図るものとする。

## (2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

以下に掲げる取組により、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に資する事業であること。

- ① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施
- ② ニーズ把握等調査の実施
- ③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施
- ④ システム改修等の実施
- ⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施

## 6 補助基準額・補助率

### (1) 補助基準額

- ① 統括支援員の配置支援 1か所当たり 6,272千円(年額)  
ただし配置期間が12か月に満たない場合には、上記補助基準額に「事業実施月数(※)÷12月」を乗じた額(千円未満切り捨て)を補助基準額とする。  
(※)「事業実施月数」とは、統括支援員を配置した日の属する月から統括支援員の配置がなされなくなった日の前日が属する月までとする。
- ② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円(年額)

### (2) 補助率

国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

## 7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

## 8 留意事項

- 本事業の補助を受けた市町村については、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務について、一体的に事務を実施する観点から、以下の体制の整備等を行うことが望ましい。
  - ① 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務を一体的に対応する機関として、設置要綱等の規定を整備すること。
  - ② 組織定員上、一体的相談機関を置いたうえで、職員に対して必要な人事発令を行うこと。
  
- 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が同一の施設・場所で業務を実施していない場合であっても、次に掲げる取組等を行っている場合には、一体的に業務を行っているものとみなすこと。
  - ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が参加して、要保護児童、要支援児童、特定妊婦などリスクの高い子どもや家庭について情報の共有を図るケース会議などの開催
  - ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が共通して情報の閲覧が出来る庁内システムの整備

## 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

### 1 事業の目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

(3)に規定する支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、以下の支援を実施する事業。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

#### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### (3) 支援対象

次のいずれかに該当する家庭とする。

- ① 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭

#### (4) 訪問支援員の要件

次のいずれの要件も満たす者であること。

- ① 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に

限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

#### (5) 事業の実施方法

訪問支援の実施に当たっては、以下の①～⑤に留意して実施すること。

- ① 本事業を実施する者（以下、実施者という。）及び訪問支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- ② 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市区町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- ③ 訪問支援員は、常に実施者が発行する身分証明書を携行し、訪問時に必ず提示させること。
- ④ 実施者は、研修等の実施により、常に訪問支援員の質の向上に努めること。
- ⑤ 利用者負担額は、対象家庭の収入の状況に応じて決定することし、所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援制度の利用等により把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

#### (6) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

##### ① 訪問支援費用

1市町村あたり

延べ利用時間数 × 3,000円

延べ利用件数 × 1,860円

##### (i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。））が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0 円	0 円
住民税非課税世帯	300 円	190 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	600 円	530 円
その他世帯	1,500 円	930 円

②事務費・管理費

1 委託事業所あたり 564,000 円

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事業

本事業は 2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

## 保護者支援臨時特例事業

### 1 事業の目的

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

事業内容は以下の通りとする。

##### ①ペアレントトレーニング

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

##### ②保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### (3) 事業の対象者

事業の対象者は以下の通りとする。

##### ① ペアレントトレーニング

親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている 18 歳未満の子どもを養育する家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

(i) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(ii) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(iii) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

##### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援



ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者。

#### (4) 事業実施方法

実施に当たっては以下に留意すること。

##### ①ペアレントトレーニング

(i) ペアレントトレーニングの内容は以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。

- a. 子どものほめ方
- b. 子どもの行動の理解と要因の把握
- c. 子どもに対する効果的な指示の出し方
- d. 子どもの不適切な行動への対応

(ii) ペアレントトレーニングの実施に当たっては、以下の項目を参考にしつつ、地域の実情に応じて実施すること。

- a. ペアレントトレーニング実施者として、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切に実施できると市町村が認めた者を置くこと。
- b. ペアレントトレーニング実施者は利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- c. 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- d. 1講座当たり、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、実施すること。
- e. 事業を実施する際には、各市区村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。
- f. 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- g. 学齢期以降の子どもを養育する家庭を対象として事業を実施する場合、必要に応じて当該子どもに対してアセスメントを行うよう努めること。
- h. 利用者の同意を得た上で、利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図ること。

##### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

本事業は、ペアレントトレーニングの実施に当たり必要な人材確保を行うための支援であることから、本事業を活用して資格の取得を行う場合には、市町村は資格取得者に対してペアレントトレーニングへの積極的な従事を要件として設定すること。

#### (5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ① ペアレントトレーニング

次により算出した額の合算額から利用者が負担すべき額の合算額を控除した額。  
 なお、利用者負担軽減を実施しない場合は、その他世帯に準じた扱いとし、利用者負担軽減を実施した場合は、利用者が負担すべき額を上回る負担を求めてはならないものとする。

1 市町村あたり

延べ利用者数 × 32,800 円

(※) 延べ利用者数とは、1 利用者が1 講座（全8 回程度）を利用した場合、1 人とカウントする。

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用者数 ×
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	3,200 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	6,560 円
その他世帯	16,400 円

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

1市町村当たり 100,000円

(2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事項

ペアレントトレーニングについて2(3)①で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

## 子どもの居場所支援整備事業

## 1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を、包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

## (2) 事業の実施主体

市町村

## (3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

## (4) 整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。

- ① 相談室
- ② 対象者が集まることができる設備
- ③ 事務室
- ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備

## 3 補助基準額・補助率等

## (1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1 施設当たり 17,635 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,273 千円
解体撤去工事	1 施設当たり 1,003 千円
仮設施設整備工事	1 施設当たり 1,780 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本體工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら</p>

	れる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働省事務次官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

## 子どもの居場所支援臨時特例事業

### 1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

以下の①、②の全部もしくは一部の取組を行うこととする。

##### ① 子どもの居場所支援臨時特例事業

「児童指導担当職員」を配置し、以下の(i)～(vi)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。

(i) 安心・安全な居場所の提供(※2)

(ii) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)

(iii) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)

(iv) 食事の提供(※3、4、5)

(v) 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)

(vi) 学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築

(※1) (i)～(vi)の取組を通じて家庭への支援が必要と判断される場合には、保護者への家庭の状況の聞き取り等を通じて、家庭環境の把握に努めること。

(※2) 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。

(※3) 食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

(※4) 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。

(※5) 居場所にて食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。

##### ② 児童指導専門職員配置支援事業

子ども及びその家庭を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた経験を持ち、十分なソーシャルワークスキルを有する「児童指導専門職員」を配置し、以下の(i)～(iv)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

(i) 支援計画(※1)の策定

- (ii) 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
  - (iii) 子どもの家庭への訪問を含めた支援（※2）
  - (iv) その他、居場所における子どもに必要な支援
- (※1) 支援計画は、居場所における子どもへの支援を中心に考えたものであること。
- (※2) 事業所における保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、子どもの家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

## (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

## (3) 支援対象者

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭
- ② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭
- ③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した学齢期の子ども及びその家庭

## (4) 事業実施場所

児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

## (5) 事業実施体制

事業の実施にあたっては、以下の①児童指導担当職員は必置とし、②児童指導専門職員は地域の実情やその他支援の必要性を考慮して配置するものとする。

なお、職員の配置にあたっては、研修の実施等により、従事する職員の質の担保を図ること。

### ① 児童指導担当職員

- (i) 児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者
- (ii) 専従の常勤職員（常勤的非常勤職員を含む）であることが望ましい。

なお、児童指導担当職員の配置にあたっては、児童の支援に従事する同種の職員の処遇を考慮した上で配置すること。

### ② 児童指導専門職員

- (i) 子どもを対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者

なお、児童指導専門職員は、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。



## (6) 開所日数

開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。

ただし、実態として 250 日開所する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。

## (7) 開所時間

原則、12 時から 20 時を目途として開所するものとするが、その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めるものとする。

## 3 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

## 4 補助基準額・補助率

### (1) 補助基準額

① 子どもの居場所支援臨時特例事業	1 か所当たり	14,592 千円
賃借料支援	1 か所当たり	3,000 千円 (上限)
開設準備経費支援	1 か所当たり	4,000 千円 (上限)
② 児童指導専門職員配置支援事業	1 か所当たり	1,258 千円

### (2) 補助率

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

## 5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

## 6 留意事項

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、その他関連する施策との連携を図るとともに、支援対象児童の重複を防ぐこと。

(2) 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、児童指導担当職員や児童指導専門職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。

(3) 支援対象者の情報の共有にあたっては、本人の同意を得た上で実施すること。

## 子育て短期支援整備事業

## 1 事業の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業（別添 35 の「子育て短期支援臨時特例事業の実施について」に基づく子育て短期支援臨時特例事業を含む。以下同じ。）の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下、施設という。）において、子育て短期支援事業を実施するための専用の居室を整備するための費用の一部を補助する。

## (2) 事業の実施主体

市町村

## (3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

## (4) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

## 3 補助基準額・補助率等

## (1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	定員 1 人当たり 2,449 千円
初度設備相当加算	定員 1 人当たり 97 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,273 千円
解体撤去工事	定員 1 人当たり 121 千円
仮設施設整備工事	定員 1 人当たり 220 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付

	金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働省事務次官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

## 子育て短期支援臨時特例事業

### 1 事業の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

以下（１）～（４）の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。

#### （１）専任人員配置支援

##### ① 事業内容

子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。

##### ② 実施要件

ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、子育て短期支援事業実施要綱という。）に基づき、市町村から事業の委託を受けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。

(ア) 子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。

(イ) 子育て短期支援事業に専従職員として、1 名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。

イ 専任人員配置支援の対象となる施設は、都道府県、児童相談所、市区町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。

#### （２）親子入所等支援

##### ① 事業内容

レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。

- ・ 保護者のレスパイト・ケア支援
- ・ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談支援
- ・ 子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援
- ・ その他、親子支援に資する取組

##### ② 対象者

保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・ケアとあわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。

③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件

利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。

(3) 入所希望児童支援

① 事業内容

保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。

② 対象者

養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童

③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児童の保護を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件

ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合

(ア) 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。

(イ) 実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。

(ウ) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。

(エ) 受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。

(オ) 市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合

(ア) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。

(イ) 利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の

実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れについて保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

(ウ) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携のうえ、一時保護の検討を行うこと。

#### ウ その他

(ア) 受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努めること。

(イ) 本事業の実施施設等は、市町村、都道府県、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。

(ウ) 受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、生活環境の配慮に努めること。

(エ) 本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。

(オ) 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。

(カ) 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子どもの意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子どもの意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。

### (4) 利用者負担軽減支援

#### ① 事業内容

(2) 及び (3) に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。

#### ② 対象者

(2) 及び (3) による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイ

に掲げる者を除く。))

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（アからウに掲げる者を除く。）

③ 実施要件

ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。

ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。

④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について

市町村は、子育て短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 専任人員配置支援

1施設当たり 年額 6,433 千円

② 親子入所等支援

延べ利用日数 × 日額 9,580 円

③ 入所希望児童支援

延べ利用日数 × 日額 4,740 円

④ 利用者負担軽減支援

ア 生活保護世帯 日額 5,000 円

イ 住民税非課税世帯 日額 4,000 円

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 日額 3,500 円

エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯 日額 2,500 円

(2) 補助率

国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

5 対象経費



報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

## 6 留意事項

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成 28 年 7 月 20 日府子本第 474 号内閣総理大臣通知の別紙）に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

## 特定妊婦等支援整備事業

## 1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（以下、特定妊婦等という）に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備を目的とする。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

特定妊婦等に対して必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることが出来る居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

## (2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

## (3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

## 3 補助基準額・補助率等

## (1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1世帯当たり 8,708千円
特殊附帯工事	1施設当たり 16,804千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 12,273千円
解体撤去工事	1世帯当たり 421千円
仮施設整備工事	1世帯当たり 767千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日 雇児発第0612004号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金におけ

る地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国 2 / 3、都道府県等 1 / 12、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流ス

	ペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な 事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費 及び仮施設整備 工事費(改築・ 大規模修繕等 の場合が対象) ※大規模修繕等 については、 仮施設整備費 のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必 要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

## 特定妊婦等支援臨時特例事業

### 1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦等（以下、特定妊婦等という。）に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

### 2 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

なお、3の（1）及び3の（2）②の事業については全部又は一部を、3の（2）①の事業については一部を、都道府県等が認めた者への委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

#### （1）特定妊婦等支援事業

特定妊婦等が通所または入所により安心して生活を行うことのできる居場所を提供し、特定妊婦等が抱える妊娠・出産、出産後の生活に係る不安等に対する相談支援や、看護師等の専門性を活かした助言等を行うとともに、医療機関等その他関係機関へのつなぎの支援を実施する。（※1）

なお、実施事業所は児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・就業支援機関等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うこと。

あわせて、特定妊婦等がメンタルケア等の心理的支援や法律相談支援が必要な場合には必要に応じて嘱託契約その他方法により支援を行う。

#### ①実施場所

母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、医療機関、その他都道府県等が妊産婦支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

#### ②実施体制

支援の実施に当たり、以下の（i）～（iii）の職員を配置して行う支援のほか、必要に応じて（iv）の支援を行う。

##### （i）支援コーディネーター（管理者）

- ・ 特定妊婦等に対する妊娠・出産に関する不安や葛藤に関する相談支援や、出産後自立するまでの間安心して過ごす居場所の提供等、特定妊婦等への支援に関するマネジメントの実施
- ・ 児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携や支援計画の策定（※2、3）
- ・ その他、看護師等や母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施

##### （ii）看護師、助産師、保健師（以下、看護師等という。）

- ・ 専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援の実施
  - ・ 産科医療機関への同行支援等の産科受診等支援
  - ・ その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施
- (iii) 母子支援員
- ・ 特定妊婦等への家事・育児等の日常生活上の援助の実施
  - ・ 出産後の母子の自立に向けた相談支援や、行政手続の同行支援、就労支援機関への同行支援の実施
  - ・ その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した特定妊婦等への支援の実施
- (iv) 心理療法連携支援・法律相談連携支援
- ・ メンタルケア等の心理的支援や配偶者とのトラブル等法律相談支援が必要な特定妊婦等に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援の実施

(※1) 特定妊婦等の健康状況等を勘案して、通所が困難な場合には、事業の実施に携わる支援コーディネーターや看護師等、母子支援員などが訪問して支援を実施するよう努めること。

(※2) 支援計画とは、支援実施事業所における支援対象者への支援内容を中心に考えたものとする。

(※3) 支援計画の策定にあたっては、特定妊婦等の意向も十分に確認すること。また、策定の中で特定妊婦等が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。

## (2) 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業

事業の実施にあたっては、以下の①及び②の取組を実施するものとする。

### ① 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

(i) 実施主体は、都道府県等、特定妊婦等支援事業所、医療機関、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦への支援に必要な事項の協議を実施する。

(ii) 連絡協議会は年4回以上を目途として開催するものとする。

(iii) 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における特定妊婦等の支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。

### ② 都道府県等が特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の(i)～(iii)を実施するものとする。

(i) 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地

域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。

- (a) 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦数
  - (b) 支援を必要とする妊産婦を把握した方法
  - (c) 支援ニーズ
  - (d) 支援を必要とする妊産婦の相談内容（出産支援、就労支援、中絶後のメンタルケアなど）
  - (e) 支援実施後の連携先等（母子生活支援施設入所など）
  - (f) 公的なサポートへの意見・要望
  - (g) その他、各地域における特定妊婦等への支援に必要な情報
- (ii) 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、特定妊婦や支援実施事業所が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- (iii) 実態調査により得られた結果は、連絡協議会に報告すること。

#### 4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

#### 5 補助基準額・補助率

##### (1) 補助率

###### ① 特定妊婦等支援事業

- (i) 基本分 1施設当たり 30,979千円
- (ii) 心理療法連携支援 1施設当たり 887千円
- (iii) 法律相談連携支援 1施設当たり 887千円
- (iv) 開設準備費支援 1施設当たり 4,000千円（上限額）
- (v) 賃借料支援 1施設当たり 3,000千円（上限額）

###### ② 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業 1都道府県等当たり 5,085千円

##### (2) 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

#### 6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

#### 7 留意事項

他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

## 社会的養護自立支援整備事業

### 1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援し、もって社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

以下に掲げる社会的養護経験者等に対して、関係機関と連携して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

#### (2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）

#### (3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

#### (4) 整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～⑤の設備を設けるものとする。

- ① 社会的養護経験者等が集まることができる設備
- ② 相談室
- ③ 社会的養護経験者等が一時的に生活できる居室
- ④ 事務室
- ⑤ その他、自立支援の実施に必要な設備



### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1 施設当たり 17,635 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,804 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,273 千円
解体撤去工事	1 施設当たり 1,003 千円
仮施設整備工事	1 施設当たり 1,780 千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

#### (2) 補助率

国 2 / 3、都道府県等 1 / 1 2、事業者 1 / 4

#### (3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

### 4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 3 1 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度

中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

## 5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処

分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

- (3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

## 社会的養護自立支援実態把握事業

### 1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

### 2 事業の内容

以下の（１）及び（２）の取組を行う。

（１）自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

（２）都道府県等が以下に掲げる社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

### 3 事業の実施主体

都道府県等

ただし、２（１）の事業については一部を、２（２）の事業については全部又は一部を、都道府県等が認めた者（社会福祉法人、NPO 法人等）に委託を行うことができる。

### 4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 3 1 日とする。

### 5 実施要件

（１）自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

事業の実施にあたっては、以下の①～④を実施するものとする。

- ① 実施主体は、都道府県等、社会的養護自立支援事業所、医療機関、社会的養護経験者、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における自立支援の提供に必要な事項の協議を実施する。
- ② 連絡協議会の委員は原則実施主体が選定することとするが、社会的養護経験を委員とするなど、社会的養護経験者の意見を聞く機会を設けること。
- ③ 連絡協議会は年 4 回以上を目途として開催するものとする。

- ④ 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における自立支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。

(2) 都道府県等が社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の①～④の取組を実施するものとする。

- ① 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。
  - (i) 就労・就学の状況
  - (ii) 住まい・家計の状況
  - (iii) 健康状態・医療サービスの提供状況
  - (iv) 生活していた施設等とのつながり・相談相手の有無等
  - (v) 最後に生活していた施設等から受けたサポートの内容と評価
  - (vi) 公的なサポートへの意見・要望
  - (vii) 措置には至らないが、要保護児童対策地域協議会、保護施設、地域支援機関等につながり支援を受けている、支援が必要な者の人数
  - (viii) 措置解除時の自立支援計画に基づく支援の必要性がある社会的養護経験者の人数
  - (ix) その他、各地域における自立支援の提供に必要な情報
- ② 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、社会的養護経験者等が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- ③ 実態調査により得られた結果は(1)の連絡協議会に報告すること。
- ④ 調査を実施したが、回答が得られなかった社会的養護経験者等に対しては、入所していた施設等の協力を得る等して、所在の確認等の実態把握に努めること。

6 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1 都道府県等当たり 3,000 千円 (年額)

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金

8 留意事項

- (1) 本事業の実施により得られた結果は、都道府県等が策定する都道府県社会的養育推進計画への反映を検討すること。

(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。